

# 3月3日は 世界野生生物の日です



ワシントン条約が1973年3月3日に採択されたことを記念し、  
2013年、国連は、3月3日を「世界野生生物の日」に制定しました。

世界中の野生生物は、様々な要因によって、絶滅の危機にさらされています。

ワシントン条約は、野生生物が過度な国際取引に利用されることのないように  
保護することを目的として生まれました。



WORLD  
WILDLIFE DAY  
3 MARCH

<http://wildlifeday.org/>

野生動植物の未来を守るためには、  
個々の地域、事業者、そして個人一人ひとりの取り組みが重要です。



(附属書Ⅰ)

ラン科全種 (フラグミベディウム)



(附属書Ⅱ)

ラン科全種 (バニラ)



(附属書Ⅱ)

ラン科全種 (カトレヤ)



(附属書Ⅱ)

モウセンゴケ科 ハエトリグサ

## ワシントン条約によって取引が規制されている植物の例



(附属書Ⅱ)

サクラソウ科 シクラメン属全種



(附属書Ⅱ)

キョウチクトウ科 パキユポディウム属全種



(附属書Ⅱ)

ユリ科 アロエ属



(附属書Ⅱ)

トウダイグサ科 ユーフォルビア属全種

写真提供：富山県中央植物園 / (公社) 日本植物園協会

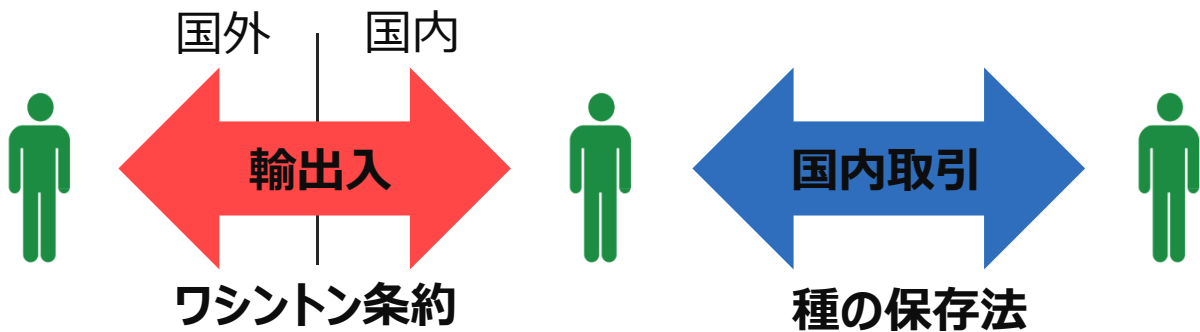
# 絶滅のおそれのある野生生物の 輸出入と国内取引について



WORLD  
WILDLIFE DAY  
3 MARCH

<http://wildlifeday.org/>

## 知っていますか？ ワシントン条約 と 種の保存法



(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

絶滅のおそれのある野生動植物が過度に国際取引されることがないように**輸出入**を規制しています。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

絶滅のおそれのある野生動植物の**国内取引**等を規制しています。

## どのようなルールがあるのでしょうか？

### ■ 輸出入

#### ワシントン条約 附属書I

(例：ランやサボテンの一部、一部の食虫植物等)

▶ **輸出入：原則禁止**



例：ラン科バフィオペディウム属  
(写真提供：富山県中央植物園)

#### 附属書II・III

(例：附属書Iの種を除くラン科全種・サボテン科全種等)

▶ **輸出入：商業目的の取引可能  
(事前手続きが必要)**

### ■ 国内取引

#### 国際希少野生動植物種

▶ **国内取引：原則禁止**

- 販売・頒布を目的とした陳列・広告も原則禁止。
- 以下の場合、規制の対象外。
  - ・学術研究又は繁殖等の目的で許可を受けたもの
  - ・あらかじめ登録を受けたもの
  - ・一部の科の繁殖させたもの 等
- 罰則：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金等

対象種・詳しい手続きは、**経済産業省**（輸出入）・**環境省**（国内取引）のHPでご確認ください。

# 過剰な国際取引から 動植物を守るために



## ワシントン条約

生きているものだけでなく、動植物を使った加工品も、ワシントン条約で保護されています。保護されている動植物は、取引の際に必ず手続きが必要です。

<p><b>漢方薬</b></p>  <p>トラやクマなどの成分が入った漢方薬</p>	<p><b>化粧品</b></p>  <p>沈香などが入ったお香、キャビア入りクリーム、アロエの美容液等</p>	<p><b>楽器</b></p>  <p>ニシキヘビを使った楽器（二胡等）、ローズウッドを使った楽器（ギター、木管等）</p>	<p><b>植物</b></p>  <p>サボテンやラン、アロエ</p>
<p><b>こんな身近なものも規制の対象です</b></p>			
<p><b>お土産</b></p>  <p>ワニ革のバッグ、毛皮のコートや織物、象牙やべっ甲を使った工芸品</p>	<p><b>珍しい食べ物</b></p>  <p>キャビア トラの肉、ワニジャーキー</p>	<p><b>生きている動物</b></p>  <p>インコ・オウムなどの鳥類 トカゲ・カメなどの爬虫類</p>	<p><b>拾ったもの</b></p>  <p>貝殻や鳥の羽</p>

象牙製品(印章・ピアノ等)については厳しく規制されています。特に注意が必要です。

**適正な取引が自然を守ります。  
希少な野生動植物は、ルールを守って取引しましょう！**

本資料及びワシントン条約のお問合せ先：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室